

亀山市建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月18日

亀山市長 櫻井 義之

亀山市規則第11号

亀山市建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則の一部を改正する規則

亀山市建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則（平成28年亀山市規則第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p><u>亀山市建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行細則</u> (趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、<u>建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律</u>（平成27年法律第53号。以下「法」という。）、<u>建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行令</u>（平成28年政令第8号。以下「政令」という。）及び<u>建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則</u>（平成28年国土交通省令第5号。以下「省令」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。</p>	<p><u>亀山市建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則</u> (趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、<u>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律</u>（平成27年法律第53号。以下「法」という。）、<u>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行令</u>（平成28年政令第8号。以下「政令」という。）及び<u>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則</u>（平成28年国土交通省令第5号。以下「省令」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。</p>

様式第1号及び様式第1号の2中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」

を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に改める。

様式第1号の3中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に、「亀山市建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則」を「亀山市建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行細則」に改める。

様式第4号から様式第8号までの規定中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の亀山市建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則（次項において「旧規則」という。）の様式により既に提出されている用紙は、この規則による改正後の亀山市建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行細則の様式により提出された用紙とみなす。
- 3 この規則の施行の日前に旧規則の様式により作成されている用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。